

## 長崎県特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及びその趣旨に基づき、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (関係規程)

第2条 就学奨励費の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）
- (3) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）

### (対象者)

第3条 支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等とする。

- (1) 長崎県（以下、「県」という。）が設置する特別支援学校に就学する者
- (2) 県が設置する中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者

### (対象経費及び支弁額)

第4条 県が支給する額は、施行令第2条の各号に掲げる区分（以下「支弁区分」という。）に応じ、児童等の保護者等が負担する経費の全部又は一部とする。

- 2 前項の規定により支給する就学奨励費の対象経費及び限度額等については、法に定めるもののほか、交付要綱に定めるとおりとする。
- 3 前2項の規定により対象とならない経費のうち、高等部専攻科に就学する児童等の通学にかかる経費について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通学に要する経費の2分の1を加算するものとする。
  - (1) 支弁区分が第Ⅱ区分
  - (2) 支弁区分が第Ⅲ区分

### (保護者等が提出する書類)

第5条 保護者等は、毎年度、収入額・需用額調書（様式第1号）に同一生計世帯員全員の所得金額及び所得控除額を証明する書類（以下「所得金額等証明書」という。）を添え、校

長を経由して県に提出しなければならない。

- 2 児童等の保護者等が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者に該当する場合は、所得金額等証明書に代えて、それを証明する書類（以下「生活保護受給証明書」という。）を提出しなければならない。
- 3 保護者等が個人番号カードの写し、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書のいずれかを提出する場合は、第 1 項に規定する所得金額等証明書又は前項に規定する生活保護受給証明書の提出を要しない。
- 4 児童等の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、収入額・需用額調書の提出をそれぞれが確認できる書類に代えることができる。
  - （1）世帯の状況が施行令第 2 条第 3 号に該当すると自ら認め、就学奨励費の全部の受給を辞退する者
  - （2）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者

（支弁区分の決定）

第 6 条 県は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、支弁区分を決定し校長を通じて、保護者等に通知するものとする。

（支給方法）

第 7 条 就学奨励費は、校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。ただし、法第 3 条第 2 項及び施行令第 4 条に規定する特別の事情がある場合は、現物をもって支給することができる。

- 2 前項に掲げる経費の支給時期は、校長が決定する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。